

清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例（平成12年清水町条例第43号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に基づき、製造の事業、<u>農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）</u>若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設したものについて、過疎地域の自立促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に基づき、製造の事業、<u>情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）で定める事業をいう。）</u>若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設したものについて、過疎地域の自立促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。